

四 發行方法	三 用振替等の適法	二 の法律項及び根拠	一 の法發行及び記述	○ 平成省令第平成二十二年五月一日より告示第百五十八号に關する省令(昭和五十一年五月七日)に施行し。したる利付債券の大蔵省令(昭和五十七年大蔵省告示第百五十九号)に基づき、行
競とて価のし定あ争争う札価振の以律社一法会十財十利 争す得格決、めつ入入。 <sup>。</sup> 格替適下へ債項律計四政九付 入るらを定価らて札札に以を機用「平、株式等の振替法」 <sup>。</sup> 札もれ募を格れられ、と発によ下競争は受けけるもとのい 発のる入受競行に価額け争格時「発価に付けるもとのい 行に価額け争格時にと行格競に付けるもとのい 「よ格にた入率競にと行格競に付けるもとのい とるをよ各札を入わう(以争て行のう)に い發そり申にう行の加込おそれ。下入行とど。 <sup>。</sup> う。(發重みいのにる、「札わすし」とし。 <sup>。</sup> 及行平のて利お入価価「れる、の規 び「価均応募率い札格格とる。そ規 価非格し募入とてで競競い入の定	の法發行及び記述	の法發行及び記述	の法發行及び記述	の法發行及び記述

## 六

ロ  
イ  
ハ  
イ  
方  
募  
發

札非	入価	行争	非者	特国	札非	入価	法入
發競	札格	行	入価	・別	債發競	札格	決
行争	發競		札格	第参	市行争	發競	定
入	行争額		發競I	加場	入	行争	の

## 五

条特百債のに七つ定う円額	込募各割各当も各	非下額市札格
第別十に規関億いにち面	み限國り申ての申	価一を場で競
一会五つ定す七て基、金	の度債當込るか込	格国定特あ争
項計億いにる百はづ財	応額市てみ。らみ	競債め別つ入
のに九て基法三、き政で	募の場るのその	争市る参て札
規関千はづ律十額發法一	額範特。応のう	入場も加、と
定す二、き第五面行第兆	を囲別募応ち	札特の者財同
にる百額發四万金し四七	割内參額募応	發別にご務時
基法六面行十円額た条千	りに加を額募	行參よと大に
づ律十金し六、で利第百	当お者案を価	一加るに臣行
き第五額た条特一付一六	ていご分順格	と者發応がわ
發四万で利第別兆国項十	るてとに次の	い・行募各れ
行十円七付一会四債の三	。各のより割高	う第へ限國る
し六千国項計十に規億	申応りい	。I以度債入

十 口	十 イ 一 發	九 振 額	八 最	七 ハ ロ イ 払	ハ
札非 發競	入価發 札格行行	替 額	低行 入価・別 債	争非者 特國札非 入価込	行争非者 特國入価・別債
行爭	發競價	單 面	札格第 參市行	争發競 金	札格第 參市
及入	行爭格日	位 金	發競I 加場	入行爭額	發競I 加場
十額格 三面 錢金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 五	十額 八面 錢金 以額 上百 の円 にそ れづ ぞき れ九 の十 応九 募円 価四	平す額の 成るの記 。整載法 十数又の 一倍は規 年の記定 金錄に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	振 万 千 円 七 十 兆 億 百 三 千 八 百 二 億 七 千 六 千 八 百 三 五 三 千 百	五千円七 円一 兆 七 千 八 百 二 億 七 千 六 千 八 百 三 五 三 千 十 万	でた条特でた 千利第別七利 七付一会十付 百国項計億国 六債のに六債 十に規関千に 一つ定す七つ 億いにる百い 円て基法万て 、づ律円、 額き第額 面發四面 金行十金 額し六額

期平と成すの国たは者にへ額よの口るにし二率人額記、又おたにりに座も係發、十次一とをがに外てし分出い記と所時のが乗適當の國取、のして載し得に算九式月きに二十。額け住よあ者債乗かり日<sup>(一)</sup>る者りるがをじらのさ座徵そ算を出支控得は出合居行金該式る中さ利し払除税外しに住時額金にものれ子

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{18}{365}$$

(一) 年  
む十式は一  
も号に、募。  
のによ払入三  
と規り込決パ  
す定算金定一  
るす出額のセ  
。るしに通ン  
期た加知ト  
日金えを  
に額、受  
払を次け  
い第のた  
込二算者

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六 五

払者入払元償償 後第  
込札場利還還 の二  
期参所金金期 利期  
日加支額限 予以

平 財 日額平利てを毎  
成 務 本面成子、支年  
二 大 銀金三をそ払三  
十 臣 行額十支の期月  
一 か 百一払日と二  
年 ら 円年う以し十  
四 通 に三。前、日  
月 知 つ月六各及  
七 を き二月支び  
日 受 け百十間払九  
た 者 円日にお期月  
屬に二すお十  
るい日

額面金額× $\frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$  規下は期た  
定、が金  
す次そ銀額  
る号の行を  
期及翌休  
日び営業う  
に第業日。  
つ十日にた  
い六に當だ  
て号支當だ  
同に払たし  
じおうる、  
。いへと支  
て以き払